

『摂南国際研究』の刊行および執筆等に関する申し合わせ

2022年5月25日制定

第1条 国際学部（以下「本学部」という）は、教員の研究成果の発表を目的として、
紀要『摂南国際研究』（英文名 Setsunan Journal of International Studies）
（以下「本誌」という）を刊行する。

② 刊行等の費用には、本学部予算の一部をもってあてる。

第2条 編集兼発行者は、摂南大学国際学部『摂南国際研究』編集委員会（以下「委員会」という）とする。

第3条 委員会は、摂南大学国際学部紀要委員会内に設置され、学部長の指名を受けた
紀要委員長が編集委員長を兼ねる。

② 委員長および委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

第4条 本誌は、原則として年1回刊行する。ただし、必要に応じて特別号を刊行することができる。

第5条 執筆者は、原則として本学部に所属する教員とする。ただし、学外の共同研究者との共同執筆はこの限りでない。

② 前項にかかわらず、本学部に関係のある者（非常勤講師・国際言語文化研究科院生等）は、委員会の承認を得て、投稿することができる。

第6条 本誌に掲載する著作は、次の5種に分類する。

1. 論文 : 原著性のある研究の成果
2. 研究ノート : 論文に比較し、主題・展開等がより限定的なもの
3. 実践報告 : 執筆者の教育経験に基づいた教育的な価値のある報告
4. 研究資料 : 原著性はないが、資料的・学術的に価値があると認められるもの
(翻刻・翻訳等)
5. 寄稿論文 : 委員会が必要と認めて依頼したもの(研究報告・特集記事等を含む)

② 執筆者は、投稿に先立って、前項にかかげる5種の著作のうち、該当するものを明記した申込書を委員会に提出しなければならない。

第7条 投稿原稿は、邦文・中国語文の場合は、400字詰原稿用紙で50枚相当まで、
欧文・その他の場合は、タイプ用紙（A4・ダブルスペース）で8,000words相当までとする。これを著しく超える投稿原稿については、委員会の議を経て、分割掲載することがある。

- ② 投稿原稿は、邦文・欧文・その他の別なく、邦文の要約（600字以内）を本文の前に記し、英文・その他による Summary（200 words 以内）を本文の後に記す。
ただし、前条の研究ノート以下については、不要とする。
- ③ 注・参考文献などは、本文の後、Summary の前に一括して記すものとする。
- ④ 本誌の版型は、A4版とし、縦組み・横組みについては、投稿者の希望に添うものとする。

第8条 投稿原稿の締切日は、委員会が決定し、発表する。

- ② 投稿原稿の受付日は、委員会に提出された日とする。

第9条 委員会は、投稿原稿について掲載の可否を決定する。その判断においては原則として査読を行い（第6条5を例外とする）、執筆者に対し、補筆、修正等を求めることができる。

- ② 執筆者は、委員会に対し、掲載の可否および補筆、修正等に関する説明を求めることができる。

第10条 校正は、投稿者が行い、原則として2校までとする。

- ② 校正時における大幅な原稿挿入および書き換え等は、原則として認めない。
- ③ 委員会および印刷所が指定する校正期間は、厳守されなければならない。

第11条 執筆は無償とする。

第12条 本誌に発表された著作物の著作権は、著者に属する。著者は、本誌発表著作物の全文が本学学術機関リポジトリに掲載されることを承諾するものとする。本誌に他著作権者の図表などを転載する場合には、著者が当該図表の著作権者の承諾を得るものとする。

第13条 本誌に発表された著作物を別の媒体に転載する場合は、『摂南国際研究』に掲載された著作物の転載であることを明記するものとする。

付 則

1. この申し合わせは、2022年5月25日から施行する。
2. この申し合わせの改廃は、委員会の意見を聞き、本学部教授会が行う。